

**「みやぎこども幸福計画（令和7年度～令和11年度）」（中間案）に対する県民の意見提出手続（パブリックコメント）の結果と
御意見・御提言に対する宮城県の考え方**

提出数：計 63個人・2団体（項目数114件） ※うち、18歳未満 46個人

※章番号について特に言及がないものは第Ⅴ章内の箇所です。

No	該当箇所※	項目	御意見・御提言の内容（原文を抜粋したもの） ※緑色の網掛け箇所は18歳未満の御意見・御提言です。	宮城県の考え方
1	－	全般	子どもが多いと本当に日々の生活が厳しいのが現実。日本の少子化はなるべくしてなってると思います。 子育て世代の意見が聞きたければ、もっと子育て世代がいる場所に行って、話を聞いて下さい。 子育て世代は忙しい。 意見を出してください。と待ってるのではなく、話を聞きに行ってください。 お役所は市民の生活をバックアップや、生活しやすくするお手伝いをしてくれる機関のはず。 いろいろな手続きももっとわかりやすく、 サービスまで行き着けるようにしてほしい。	・今後も引き続き、計画策定や事業等の実施に際し、直接訪問やインターネット上でのアンケート調査等、多様な手法により意見聴取に努めてまいります。 ・特に子育て世代を対象としたサービス等の手続きに関しては、国・市町村等とも連携し、より当該サービスにアクセスしやすい体制や、周知方法等を工夫してまいります。
2	－	全般	子供の人権が叫ばれてる昨今ですが、子供の人権はあるのが当たり前です。しかし、行き過ぎた権利の主張には返って子供たちへ悪影響を与えてしまうことになりかねません。また、親(保護者)あつての子供になります。教育等は家庭によっても多様な考え方があります。従って、自治体が親を飛び越えて関わりを持ったり、指導することが無い様に、あくまで親と連携をとって進めていただく様をお願い致します。(勿論、命に関わる虐待等の緊急は除く)	・本計画は基本理念達成のための「視点2」にありますとおり、保護者が子育てについて第一義的責任を有するという認識のもと、施策を推進するものとしており、各事業の実施に当たっては適切に対応してまいります。
3	－	全般	子供から18歳まで、18歳からもサポートしてくれることがいいと思いました。お年寄りの人にはもっとサポートをしてあげるとお年寄りの人も助かると思いました	・高齢者のサポートについては、本県では「みやぎ高齢者元気プラン」という計画を策定しており、こども・若者や子育て当事者が対象となる本計画と調和を図りながら、様々な施策に取り組んでおります。
4	－	全般	県の計画には、おおむね賛成です。 その計画を、まずは多くの県民に理解してもらうことが大切だと考えました。 その一歩として、計画がより身近に、そしてその計画が私たちの生活においてとても重要性があるということを感じてもらうため「みやぎこども幸福計画」の最終案を各市区町村の役所のテレビや県内の大型施設のテレビで放送する、県内の学校で「みやぎこども幸福計画」の重要性を訴える放送をしたり、それに対する意見を集うため、児童・生徒にQRコード付きのパンフレットを配布し、学校のタブレットでQRコードを読み取って直接意見を県に伝える、などが計画の周知としては良いなと思いました。	・本計画の周知に当たって、冊子やパンフレットの配布、インターネット上でのPRなど、様々な手法を使って多くの県民の皆様にご覧いただくための取組を検討してまいります。

※章番号について特に言及がないものは第Ⅴ章内の箇所です。

No	該当箇所※	項目	御意見・御提言の内容（原文を抜粋したもの） ※緑色の網掛け箇所は18歳未満の御意見・御提言です。	宮城県の考え方
5	－	全般	優先して取り組む事業や、スケジュールを示してほしい（どの事業も関連しているゆえに、優先順位が大切と感じました）。	・令和7年度については、県全体の施策の中で「人口減少対策」を重点項目の一つとして位置付けており、「不妊検査費用助成事業」や「産後ケアサービス受皿確保支援事業」の拡充、「男性育休取得奨励金」の新設や「結婚応援パスポート・子育て支援パスポート普及事業」のアプリ化等、本計画の関連事業についても力を入れて取り組んでまいります。また、本計画は令和11年度までの5年間の施策の方向性を示したものであり、毎年度、庁外の有識者等からなる「宮城県次世代育成支援対策地域協議会」及び「宮城県子ども・子育て会議」や庁内の部局横断組織である「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」において進捗状況等に関する評価や検証を行うこととしています。「指標・目標」における目標値の達成に向け、継続的に施策の点検と見直しを図りながら各種の事業等を進めてまいります。
6	－	全般	切れ間ない支援はいいのだが、支援に徹して欲しい。	・本計画においては、こども・若者や子育て当事者のライフステージのそれぞれにおいて、総合的かつ切れ目のない支援に取り組むことをうたっています。
7	－	全般	推進する施策が多すぎ、本当に全て必要なものなのか判断できない。 宮城県の財源には限りがある。少子高齢化とともに減少することが考えられる。 子どもの心身の安全と成長を保護するもの中心に取り組んで欲しい。	・本計画においては、こどもに関連する多数の部署の取り組みを取りまとめております。県の限られた予算を最大限効果的に活用するために、通常業務の中や、「次世代育成支援・少子化対策推進本部」等の庁内横断の組織体等を通じて、情報の共有を行い、各部署が連携して取り組んでまいります。
8	－	全般	中間案に対して私はいいと思いました。 子供や大人に楽しく暮らせるようにしたのがいいと思いました。 気仙沼市の人口が減らないようにこのような取り組みもいいと思いました。	・本計画においては、すべてのこどもが「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できる社会づくり」を理念に掲げています。 ・県内市町村における人口減少や少子化についても、各市町村と連携し、こどもを持ちたいという希望を持つ人の希望を叶えるための取組を推進してまいります。
9	－	全般	この案でいいと思います	・令和7年度からは、本計画に従い、すべてのこどもが「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できる社会づくり」を目指して取り組んでまいります。
10	－	全般	いいと思います。	
11	－	全般	いいと思います。	
12	－	全般	そのままでもいいと思います。	
13	－	全般	ぼくは、中間案に対して賛成がいいと思いました。	
14	－	全般	良いと思います。	
15	－	全般	すごいいいと思います。 子供から大人のことまで考えていていいと思います。	

※章番号について特に言及がないものは第Ⅴ章内の箇所です。

No	該当箇所※	項目	御意見・御提言の内容（原文を抜粋したもの） ※緑色の網掛け箇所は18歳未満の御意見・御提言です。	宮城県の考え方
16	－	全般	宮城県の人々を幸福にさせたいというような計画はとても良いと思いました。	・本計画においては、すべてのこどもが「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できる社会づくり」を理念に掲げています。全てのこどもが幸福に暮らせる宮城県を目指して取り組んでまいります。
17	－	全般	子供や大人を幸せにするという意味がこもっているのいいと思います	
18	－	全般	仲良く楽しく過ごせるのは良いと思いました。	
19	－	全般	ポイ捨てをしないで、綺麗で楽しい町にしたいです	・本計画においては、第Ⅴ章「1（2）ロ こどもまんなかまちづくり」において、「安全・安心が確保された遊びの環境づくり」などを進めていくことにしています。
20	－	全般	とくに無い	・御意見を表明いただきありがとうございます。
21	－	全般	結婚したい人との出会いのチャンスや情報を提供とはどうやってやるんですか？ お金のサポートは本当にしてくれるんですか？ 学校で体力、運動能力を教える力を高めることをぜひしてほしいです！	・結婚を希望する人に出会いのチャンスや情報を提供する施策の主な事業としては、みやぎ結婚支援センター「みやマリ！」において、結婚相談や男女のマッチングのサポート、婚活イベント等を実施しています。 ・財政的なサポートとしては、例えば「児童手当給付事業」や一定の要件を満たす生徒・学生に対する就学・修学の支援等、県として幅広く行っています。 ・体力や運動能力の向上のための教員の指導能力の向上に、今後も取り組んでまいります。
22	－	全般	もう少しわかりやすくお願いします。	・頂いた御意見を踏まえ、計画策定後の周知等に当たっては、こども・若者や当事者にとってわかりやすい説明を工夫してまいります。
23	－	全般	もう少しわかりやすく説明してください	
24	－	全般	もう少し詳しい正当性のある内容を提示して下さい	・頂いた御意見を踏まえ、計画策定後の周知等に当たっては、詳しい内容についてこども・若者にとってわかりやすい説明等を工夫してまいります。
25	－	全般	子供や若者にわかりやすく書いていたのが良いと思いました。	・頂いた御意見を踏まえ、計画策定後の周知等に当たっては、こども・若者や当事者にとってわかりやすい説明を工夫してまいります。
26	－	全般	「全ての子供」ではなく「日本国籍の子供」を対象に税金を使うように考えて下さい。 過度な「多様性」は少数意見を重視することになり、民主的ではなくなります。	・本計画では、宮城県内のすべてのこども・若者を対象としており、施策及び事業ごとに趣旨を踏まえ、その対象者を決定しております。 ・多様性に関しては、県民の皆様のそれぞれの御意見の尊重について適切に対応してまいります。
27	－	全般	私は、子ども支援センターなど住みやすい環境があった方がいいと思う。	・新しく市町村などが設置を進めている「こども家庭センター」など、こどもや子育て当事者を支援する施設については、県としてもその設置を支援してまいります。

※章番号について特に言及がないものは第Ⅴ章内の箇所です。

No	該当箇所※	項目	御意見・御提言の内容（原文を抜粋したもの） ※緑色の網掛け箇所は18歳未満の御意見・御提言です。	宮城県の方
28	第Ⅱ章	視点6	P6,視点6「結婚、妊娠、出産及び子育てには、人それぞれ様々な希望があることから、個人の価値観を尊重し、一人一人の希望がかなえられるよう最大限配慮しながら、施策を推進していきます。」について 安易な養子縁組の推進はやめて欲しい。子育てに挑戦したいからと里親を希望し、うまくいかず施設に逆戻りするようでは子どもの負担になるだけ。慎重にお願いしたい。また、里親制度を悪用した事例が元里子によってSNSなどに発信されているのを見る。虐待の温床になる危険もあり、里親は第三者等によって定期的に評価を受けるべきだと思う。また、生殖医療の拡大、代理母出産の推進に反対する。代理母出産は虐待であり、子の人身売買。希望を尊重しつつ、適齢期があることを周知すべき。	・養子縁組については、こどもの最善の利益の観点から行われるものと考えております。また、里親に対する研修や、里親訪問等を通して、里親制度の適正な運用に努めてまいります。 ・子どもを持つ年齢の上昇に伴い、自然に妊娠や出産することが難しくなる中で、生殖医療については不妊症や不育症などの治療に活用されています。また、宮城県では、高校生や大学生等を対象として、セミナーの開催や啓発冊子の配布を通じ、早い時期から妊娠・不妊・出産・子育てに対する正しい知識を身につけて、結婚や子育てに対する不安の軽減や前向きなライフプランの形成を支援しています。 ・代理母出産の推進反対に関しましては、御意見として承ります。
29	第Ⅲ章	こども・若者の社会参画・意見反映	「意見を幅広く聴取」することに強く賛成します。これと併せて、こども・若者の社会参画・意見反映について、自治体の責務として、「意見を聞く対象が一部の個人、団体、地域、あるいは一部の属性に偏らないように努める」ことを明記してはいかがでしょうか？ 「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」におけるパブリックコメント（https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/98ade0f0-d9dd-43a9-b6c9-7400316f4167/f9cc3424/20240321_policies_iken_ikenhanei-guideline_04.pdf）において、例えば同案第二章 p 14の意見に対し、こども家庭庁は「意見を聞く相手が偏ってしまう可能性は排除できない」とし、「多様なこども・若者から参加してもらえるよう、各府省庁や地方自治体で取り組んでいただきたい」と自治体に対する意向を述べています。また、「自治体こども計画策定のためのガイドライン」におけるパブリックコメント（https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000274643）でも、例えば意見16-21への回答において、こども家庭庁から同様の意向が改めて示されています。 具体的には、意見を聴取した対象が短期間に重複しないように聴取対象者をリスト化して管理する、意見聴取に携わる部署や連携する団体等を固定せずに一定期間での交代を義務化する、といった対応が考えられます。	・本計画においては第Ⅲ章「1 こども・若者の社会参画・意見反映」において、「あらゆるこども・若者が、（中略）意見が聴かれ、その意見が尊重される」こと、「こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備」と記載しており、頂いた御意見の趣旨に関しては本内容に含まれると考えております。なお、運用に当たっては頂いた御意見も参考にしながら、国のガイドラインを踏まえて適切に対応してまいります。
30	第Ⅲ章	こども・若者の社会参画・意見反映	「自由に意見を表明」できるよう配慮することに強く賛成します。これと併せて、こども・若者の社会参画・意見反映について、自治体の責務として、「こども・若者の自由な意見発信が大人に妨げられることが無いよう、連携する民間団体や保護者、地域社会といった関係者とともに、配慮する」と明記してはいかがでしょうか？ こども・若者の意見を聞くにあたりその発信前に大人が過度に干渉して意見に影響を与えることは慎まねばなりません。しかしながら、意図せずとも、熱心に情報提供をするなどだけでも結果として干渉となることがあり得ますし、更には意図的に干渉して行う場合も想定され、こういった懸念への対処は自治体において適正に行うことが求められます。特に、意見発信において連携する民間団体等はその意見を引き出すこと、更には場合により記録することも委ねられることから、特に厳に干渉が戒められるべきと考えられます。例えば、こども家庭庁「こども・若者参画及び意見反映専門委員会」 （https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/473dbbf4-3379-4212-8abc-b3c99cfdd753/d173862d/20240906_councils_shingikai_iken_senmon_473dbbf4_08.pdf）では、意見発信をサポートする民間団体の事例（p24）として「●●の計画だったり、法律だったり、色んなことをレクチャー」「地域をどうしようかというのを全部サポート」「何回も何回もやって（略）しっかり準備」と、意見発信をするこども・若者が影響を受けることが不可避であるような取組が述べられており、その意図によらず、こども・若者の本来の意見から変化してしまう懸念が消えません。	

※章番号について特に言及がないものは第Ⅴ章内の箇所です。

No	該当箇所※	項目	御意見・御提言の内容（原文を抜粋したもの） ※緑色の網掛け箇所は18歳未満の御意見・御提言です。	宮城県の考え方
31	第Ⅲ章	こども・若者の社会参画・意見反映	「自由に意見を表明」できるよう配慮することに強く賛成します。この観点から、こども・若者の意見の政策反映について、こども計画において、意見聴取に関し、特定の主義主張に紐付けするような記述をしないよう求めます。 例えば他県事例では「差別のない社会を作る一員として意見発信」といった形での記載が見られますが、これでは「差別のない社会を作る」ため以外では意見発信できないなど、特定の主義主張に沿った意見や議題以外が封殺される懸念があります。基の趣旨に添って、こども・若者が自分の関わることに對して真に自由に意見発信ができるように、一切の主義主張や思想と切り離れた記載となるよう、ご配慮を頂きたいをお願いします。	・本計画において、こども・若者の意見聴取については、主に第Ⅲ章「1 こども・若者の社会参画・意見反映」に詳しく記載しておりますが、特定の主義主張に紐付けするような記載とはしていません。
32	第Ⅲ章	推進体制	県庁職員さんには、部署単位ではなく、チームとしてこの計画を実行していただきたい。 「こどもの幸福計画：学び応援チーム」、県庁職員さん以外で関わる方は「こどもの幸福計画：学び応援隊員」的な。これまで取り組まれてきた、膨大な他の計画とは全くことなる取り組み方/進め方に挑戦していただきました。	・本計画の推進体制については、主に第Ⅲ章「3 計画の推進体制及び進行管理」に記載しておりますが、知事をトップとする「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」など庁内横断の組織を活用し、チーム体制で施策に取り組んでまいります。
33	第Ⅲ章	市町村等との連携・協働	自治体の責務として、「連携する民間団体等について、広くその情報収集に努め、適格性を慎重に判断する」としてはいかがでしょうか？ 世上には多様な民間団体等があり、中には必ずしも連携することが適当でない団体があることも想定されます。例えば、当然行われるであろう行政での審査に加え、事前に情報提供を呼び掛けたり、保護者団体や地域団体等の他分野の団体の意見を聞いたことなどが考えられます。また、一定期間ごとに関わる団体が交代するように規定することも考えられます。 直近では、東京都において、こども・若者支援とも関係の深い若年被害女性支援事業に対して住民監査請求が認容され、複数の住民訴訟が提起されるなど、世上の注目を集めています。行政・民間ともに、襟を正し、積極的に情報を公開することが活動をスムーズに進めるうえで重要と考えます。	・頂いた御意見については関係部署とも共有し、各団体との連携・協働に当たって、当該団体の適法性や適格性について各部署において適切に判断し対応してまいります。
34	1 (1) (ロ)	こども・若者の社会参画・意見反映	子供が運営する側になるイベントや講演を開いてほしいです。例えば市民会館を使った自分のしたいことを、お金を支援してもらってやったり、いつも大人の話を聞いているだけでアウトプットの方が少ないと思うので、そこだったら勉強だけじゃない力も発揮できると思います。勉強だけが人の全てではないことを教えてあげてください。	・頂いた御意見については今後の事業の参考とさせていただきます。
35	1 (1) (ロ)	こども・若者の社会参画・意見反映	この中間案を読んで、子供や若者の気持ちを大切にするのはとても大切だと思いました。 子供や大人も幸せになってほしいから、子供の意見を聞けるような場をもう少し作ってほしいです。子供の意見を聞く場を作れば、良いふうには県や自分が住んでいる地域は変わってきたり家庭環境が変わり、子供も大人も住みやすくなるのではないかなと思いました。子供も大人もみんなが幸せになることが、一番の幸せです。	・頂いた御意見を踏まえ、計画本文を以下のとおり修正します。 【最終案修正箇所】 第Ⅴ章 1 (1) (ロ) こども・若者の社会参画・意見反映 □基本的方向性 「◆こども基本法の趣旨や国の「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を踏まえ、本県や県内市町村が施策に関して幅広くこども・若者の意見を聴き、その意見を反映するための取組及び支援を行います。」の一文を追加します。
36	1 (1) (ロ)	こども・若者の社会参画・意見反映	県青少年育成事業として毎年行っている、「ネクストリーダー養成塾」への参加補助金を出すことで、気軽に参加することができ、リーダー性溢れる生徒の育成にもつながると思います。	・ネクストリーダー養成塾事業では、次代のリーダーを育成することを目的に、県内の中学生がグループワーク等を通して幅広い視野を育み、主体性や協調性を養うことができるよう、毎年様々な研修内容を企画しています。頂いた御意見については今後事業の参考にさせていただきます。

※章番号について特に言及がないものは第Ⅴ章内の箇所です。

No	該当箇所※	項目	御意見・御提言の内容（原文を抜粋したもの） ※緑色の網掛け箇所は18歳未満の御意見・御提言です。	宮城県の考え方
37	1 (1) (ロ)	こども・若者の社会参画・意見反映	こども・若者の社会参画・意見反映について、行政および連携する団体等に関する情報や聴取した意見、質疑等の経緯、そしてその提言に対する行政の対応、参画の実態など、細やかに情報公開に努めることを自治体の責務として記載されてはいかがでしょうか？ 意見を発したこども・若者のみならず、発しえなかった方にも次につながるよう、その政策反映の過程はいつでも誰でも見られることが理想です。また、一般的な参政権に基づく民主主義とは異なる当事者主義での行政運用に繋がる取組であり、なればこそ、参政権を有する大人（若者を含む）から広範に理解と支持をされるように十分に情報公開が成される必要があろうと思います。	・社会参画・意見反映の公開に関しては、国のガイドライン等及び頂いた御意見を踏まえながら、今後その手法・方策等に関しても検討し、適切に対応してまいります。
38	1 (2) イ	その他（文化芸術活動）	また子どもの可能性を伸ばすため、スポーツなどは支援が多い気がしますが、音楽系は支援がなかったり、そういう文化芸術系のほうにも支援お願いしたいです。なぜならスポーツよりお金がかかります。ゴルフなどは昔から金持ちしかできないとか、音楽やる家庭も金持ちとか、そんな基準で子どもの可能性を無にしたいくないので、楽器購入補助や習い事の補助など、その他良い支援案あれば、お考えいただきたいなと。スポーツはプロ選手との交流など優遇ある気がしますが、音楽系は、そういうこともないと思います。例えば、仙台フィルとの交流とかジュニアにはいるのも、仙台市の在住など制限あり、地方の子どもは、そのスタートラインにすら立てないで、プロのサクソ奏者(武田真治さんやさかなくんさんやスカパラとの演奏、ジャズバンドのライブにでるなど)との交流など、あればよいのかな？と思いました。長くなりましたが、よろしくお願いします。	・本計画中間案には「文化芸術」に関する言及がなかったため、頂いた御意見及び国の「こども大綱」を踏まえ、計画本文を以下のとおり修正します。 【最終案修正箇所】 第Ⅴ章 1（2）イ(イ) 遊びや体験活動の推進（p.11） □基本的方向性 「こどもの成長段階に応じて、みやぎアドベンチャープログラムの活用や社会奉仕体験活動、自然体験活動、文化芸術体験等の多様な体験や公園での外遊び等を促進し、豊かな心と社会性を育み、自ら考え行動できる力を育成していきます。」と表現を追加。 ・また、本県ではこどもを対象に文化芸術体験を促進する事業等を実施しているところではありますが、いただいた御意見は担当の部署と共有し、今後の展開の参考とさせていただきます。

※章番号について特に言及がないものは第Ⅴ章内の箇所です。

No	該当箇所※	項目	御意見・御提言の内容（原文を抜粋したもの） ※緑色の網掛け箇所は18歳未満の御意見・御提言です。	宮城県の考え方
39	1 (2) イ (イ)	遊びや体験活動の推進	小学生を育てている2児の母です。 私は土日休みなので、毎週のように子ども達と山登り、スキー、スノボ、カヌー、キャンプ、釣り等、自然の中で過ごすように心がけています。 子ども達には、この自然活動は、「ママの子どもに生まれた義務」と伝え参加させています。子ども達はとても楽しそうに活動しています。 私自身平日フルタイム勤務でありながら、多少疲れてても無理してでも、自然活動に連れて行っています。 それは何故か。子ども時代の自然体験はその子の力になると信じているから。そして、今の子ども達を取り巻く環境に、大変な危機感を抱いているからです。 今の子ども達を見ていて強く危機感を抱くことは、メディアとの付き合い方です。 「スマホ脳」という本にもある通り、スマホはヘロインに匹敵する依存性があります。そのスマホをいとも簡単に子どもに与えている親が多い。親が子どもに遠慮しているので、時間等の制限もかけません。その結果、外遊びをしない、夜更かしする、そして依存性があり、体が弱るという構図は明らかです。親達は、スマホの危険性をわかっていない方、もしくは目をつぶっている方が大半です。親自身が依存している方も多くいるのではないのでしょうか。 オーストラリアでは、16歳までSNS禁止となりました。 スウェーデンでは、最近ではデジタル教科書ではなく紙の教科書に戻っています。 日本ではGIGAスクール構想により子供一人一人へのタブレット配布、そしてタブレットでの学習に力を入れていますが、子どものうちには紙で読むこと、鉛筆で書くことは、大切なことではないのでしょうか。タブレット等は、高校生以降でも十分間に合うのではないのでしょうか。まずは人間の土台である幼少期児童期に、五感を使った活動、デジタルではない本物に触れる体験を多くすることが必要ではないのでしょうか。 タブレットやPC、スマホを使いこなし、飛躍的に伸びる子どもも確かにいます。 しかしながら、スマホやPCにより依存する等のデメリットを被る子どもの方が多いのは確実です。 親個人の意識だけでは、子ども達を守れない所まできています。スマホの時間や年齢を規制することは、多くの企業の利益も損なうことにつながります。しかし、未来を担う子どもが心身ともに健全に育つことが最も大切ではないのでしょうか。 宮城県では、このような活動をしている川島隆太教授がおられます。 県を挙げて、市町村の学校単位でも、スマホやSNSの規制や時間制限を行う必要を感じます。切実にお願したい所です。 また、私の子どもが2歳の頃から山歩き、山登りをしていて感じる事です。私の周りは山登りが好きな子どもと親が多いです。そのような子たちは、総じて幼少期から山登りしています。自然の家等で小学校高学年や中学校で山登りをすると、辛いきついイメージにより大変であると感じる子どもが多いです。しかしながら、小さいうちから山登りをすると、達成感や楽しいという思いの方が強いのです。 県内の幼稚園やこども園、小学校低学年での山歩き体験というのも取り組んでほしいことの一つです。 宮城県は山登りに適した素晴らしい山が沢山あります。山登りはお金もかからず、子どもと過ごす最高の過ごし方だと思います。 どうか子ども達が健全に過ごし育ちますよう、自然体験を増やし、メディア時間が減らされていくよう願います。	・自然体験活動に関しては、本計画の第Ⅴ章1（2）イ「(イ) 遊びや体験活動の推進」において、こどもの成長段階に応じて自然体験活動を含む多様な体験を促進することで、豊かな心と社会性を育み、自ら考え行動できる力を育成していくことを記載しており、この基本的方向性を踏まえ、今後事業を実施してまいります。 ・スマホ等のスクリーンタイムに関しては、スポーツ庁が実施する全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、本県は全国平均と比べてスクリーンタイムが長いとされており、本県教育委員会の策定する「宮城県教育振興基本計画」においては、こうした状況を踏まえ、こどもの基本的な生活習慣の定着や運動習慣の確立に向けた取組を推進することとしています。頂いた御意見に関しましては、担当の部署とも共有させていただきます。
40	1 (2) イ (イ)	遊びや体験活動の推進	タブレットやPC、スマホを使いこなし、飛躍的に伸びる子どもも確かにいます。 しかしながら、スマホやPCにより依存する等のデメリットを被る子どもの方が多いのは確実です。 親個人の意識だけでは、子ども達を守れない所まできています。スマホの時間や年齢を規制することは、多くの企業の利益も損なうことにつながります。しかし、未来を担う子どもが心身ともに健全に育つことが最も大切ではないのでしょうか。 宮城県では、このような活動をしている川島隆太教授がおられます。 県を挙げて、市町村の学校単位でも、スマホやSNSの規制や時間制限を行う必要を感じます。切実にお願したい所です。 また、私の子どもが2歳の頃から山歩き、山登りをしていて感じる事です。私の周りは山登りが好きな子どもと親が多いです。そのような子たちは、総じて幼少期から山登りしています。自然の家等で小学校高学年や中学校で山登りをすると、辛いきついイメージにより大変であると感じる子どもが多いです。しかしながら、小さいうちから山登りをすると、達成感や楽しいという思いの方が強いのです。 県内の幼稚園やこども園、小学校低学年での山歩き体験というのも取り組んでほしいことの一つです。 宮城県は山登りに適した素晴らしい山が沢山あります。山登りはお金もかからず、子どもと過ごす最高の過ごし方だと思います。 どうか子ども達が健全に過ごし育ちますよう、自然体験を増やし、メディア時間が減らされていくよう願います。	

※章番号について特に言及がないものは第Ⅴ章内の箇所です。

No	該当箇所※	項目	御意見・御提言の内容（原文を抜粋したもの） ※緑色の網掛け箇所は18歳未満の御意見・御提言です。	宮城県の考え方
41	1 (2) イ (ロ)	生活習慣の形成・定着	子どもの健康・保健に関連する箇所には、子どもへの受動喫煙の危害について触れられていないようですが子どものいる場所（特に家庭内など）での喫煙・タバコ（受動喫煙）は止めるべき、との周知徹底が必要です。 （１）子ども（胎児を含め）のいる場所や傍での喫煙（加熱式タバコを含め）は、成長過程にある子どもの心身の健康を傷つけ・蝕み、成人後にも及ぶ多大の影響を与えています（既に多くのエビデンスの集積がある）。 （２）子どもたち（の多く）はそれらの害に思い及ばず、自らの意思で避けることができ難いです。子どもの1/3以上の家庭で、同居家族に喫煙者があり、その多くは直接子どもへの受動喫煙を避けるようには配慮しているのかもしれませんが、家庭内の受動喫煙は避けがたいですし、外で吸ったとしても、家に戻れば呼出煙が出て、害を及ぼします。 （３）都道府県や市の受動喫煙防止条例では以下のような規定を設けている例がいくつかありますが、まだ少数のようで、貴計画でも同様の趣旨を盛り込み、また別途同様の条例制定で、子どもたちの健康を受動喫煙の危害から守るようお願いします。 【兵庫県受動喫煙防止条例】 第19条 何人も、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。 第10条 喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。 ・入口に表示義務：喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立入りが禁止されている旨の掲示の義務付け 第14条 20歳未満の者及び妊婦は、喫煙区域に立ち入ってはならない。 【北海道美唄市受動喫煙防止条例】 《屋内の受動喫煙防止》妊娠中の方や子育てされている方、20 歳未満の子どもと同室の空間で、たばこを吸わないよう 努める。 《自動車内の受動喫煙防止》妊娠中の方や子育てされている方、20 歳未満の子どもが同乗している自動車内でたばこを吸わないよう努める。 《屋外の受動喫煙防止》○歩行中又は自転車走行中にたばこを吸わないように努める ○たばこを吸う方は、近隣住民の受動喫煙防止に努める。○たばこを吸う方は、公園、学校及び児童福祉施設の敷地から 100m以内の路上に おいて、受動喫煙防止に努める。 【大阪府寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例 】 第 6 条 2 家庭等においては、子どもと同室の空間で喫煙をしないようにしなければなら ない。 第 7 条 子どもが同乗している自動車の車内においては、喫煙をしないようにし なければならない。 第 8 条 市民等は、子どもの周囲において、路上喫煙をしないようにしなけ ればならない。 参考資料：子どもの前での喫煙が「児童虐待」になる日は近い？ 日本が問われる人権意識（Diamond online 2022.12.8） https://diamond.jp/articles/-/314110 子どものいる場所（特に家庭内など）での喫煙・タバコ（受動喫煙）は止めるべき、との周知徹底が必要です。 （子どもたちの受動喫煙防止は本計画・プランのための基本要件です） （４）子どもの家族の喫煙者の禁煙をサポートするための「禁煙外来治療費助成」（2/3助成）の予算化を、県と市町村でご検討をいただいてはどうでしょうか。https://notobacco.jp/pslaw/chiryohijosei.html ・東京都では、受動喫煙防止条例制定にあわせ、区市町村が実施する場合には、その区市町村の実施費用の半額を助成しています。 ・禁煙治療薬のチャンピックス（バレンクリン）の出荷停止が続いていますが、2025年半ばまでには出荷が再開される予定とのこと です。	・県では「みやぎ 2 1 健康プラン」を策定し、「目指す健康みやぎの姿」として「健康増進法を遵守し、望まない受動喫煙が生じない環境づくりの実現」「喫煙や受動喫煙の健康影響の知識の普及啓発により、禁煙希望者の増加」などを掲げ、多様な主体と連携したキャンペーンなどを通じて、喫煙及び受動喫煙の健康影響に関する知識や、禁煙に関する意識向上のための普及啓発を行っています。 ・また、「宮城県受動喫煙防止ガイドライン」を策定し、県民、行政、施設の管理者などの役割を定め、受動喫煙防止の環境づくりなどの対策を行っています。 ・禁煙支援につきましては、市町村と連携した取組を進めているところです。 ・頂いた御意見につきましては、施策を進める上で、参考とさせていただきます。

※章番号について特に言及がないものは第Ⅴ章内の箇所です。

No	該当箇所※	項目	御意見・御提言の内容（原文を抜粋したもの） ※緑色の網掛け箇所は18歳未満の御意見・御提言です。	宮城県の方
42	1 (2) □	こどもまんなかまちづくり	子供が遊べるような大型ショッピングモールを作りたい なぜなら、小さいのしかないから	・屋内施設を含むこどもの遊び場、公園、公共施設等に関しては、主に市町村等が各地域の実情を踏まえて整備を行っており、国でも整備に当たって財政的支援を行っておりますことから、本県としましても、こうした市町村の支援を引き続き行ってまいります。また、計画本文を以下のとおり修正します。 【最終案修正箇所】 第Ⅴ章 1（2）□(イ) 住みよいまちづくりの推進（p.14） □基本的方向性 「◆子育てしやすい環境整備のため、各種子育て支援設備等の整備を図るほか、市町村が地域の実情に応じて行う施設整備に際して、国の「こども・子育て支援事業債」をはじめとした財政措置等の活用を支援します。」の一文を追加。
43	1 (2) □	こどもまんなかまちづくり	6才から18才までの案がとて多くて充実していると思います。ストレス発散用に娯楽施設（子供用）が欲しいと思いました。	
44	1 (2) □	こどもまんなかまちづくり	子供が気軽に遊べる場所（児童館、公園など）をもっと増やしてほしいです。	
45	1 (2) □	こどもまんなかまちづくり	若者が楽しめるような公共施設を増やしたらより若者が幸福になると思います。	
46	1 (2) □	こどもまんなかまちづくり	1人ひとりに寄り添ったり心のケアをしてあげるのはいいと思います。ですが体も動かしたいです。体を動かせば少しスッキリすると聞いたことがあります。わたしたちの住んでいるところは公園が5キロ以上離れています。わたしはもうちょっと体を動かしたいので検討だけでもしてもらえるとありがたいです。	
47	1 (2) □	こどもまんなかまちづくり	P14,「地域の公園、公民館、児童館などのコミュニティを形成できる場の効果的な活用を図るとともに、安全・安心が確保された遊びの環境づくりを促進します。」について 近年の異常気象により、安定した天候の中外遊びをすることが難しくなっている。乳幼児には屋内施設、学童には日よけを設置した公園などの整備が急務と考える。	・本県では、例えば仙台市、企業及び関係団体等と子育てイベント「みやぎ子育て応援団すこやか」事業等を実施するなど、関係機関と連携・協働してイベント事業を実施しております。頂いた御意見に関しては今後の事業実施の参考とさせていただきます。
48	1 (2) □	こどもまんなかまちづくり	親の収入に関係なく無料で遊べる施設や天候に左右されない公園 安く参加できるイベント、子供がやりたいと思える 色んなバビリオンがあるフェスなんかの開催もあると良いかと思います。	
49	1 (2) ハ (イ)	国際交流の推進、在留外国人のこどもへの支援	中学生海外派遣について、現在再会している市町村もありますが、コロナや円安の影響でずっと中止の市町村もあります。(岩沼市はコロナ以降中止) 平等にチャンスができるように、県主催で応募できる中学生海外派遣事業があるといいと思います。	

※章番号について特に言及がないものは第Ⅴ章内の箇所です。

No	該当箇所※	項目	御意見・御提言の内容（原文を抜粋したもの） ※緑色の網掛け箇所は18歳未満の御意見・御提言です。	宮城県の方
50	1 (2) ハ (イ)	国際交流の推進、在留外国人のこどもへの支援	p16,「自国の伝統・文化に関心を持ち、異文化や他国に対する理解を深めることができるよう、国際理解支援事業や国際交流活動の推進に取り組みます。」について 基本的には自国の文化伝統を理解、尊重して欲しい。今後国際色が強くなっていくと思われ、会話できる英語教育に力を入れて欲しい。	・本計画において、多文化共生社会の実現のため、我が国の伝統や文化に対するこども・若者の関心を深め、国内外に発信できる場の提供を行う必要があるとしており、これには御意見の趣旨が含まれると考えております。 ・なお、英語教育に関しては、A L T の積極的な活用、指定校による指導法・評価法の研究、教員向け指導力向上研修の実施に加え、生徒の英語力を客観的に測定する英検 I B A を活用し、英語で情報や考えを的確に理解したり、適切に表現し伝え合ったりすることができる資質・能力の育成に取り組んでまいります。
51	1 (2) ハ (ハ)	こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	ジェンダーギャップ解消について。男女の格差や差別は身体的な優劣から発生しているものであり、それを忘れてはいけぬ。 本人の主義主張は尊重するが、公共の福祉に反するものであってはならない。また、行き過ぎた男女平等思考は、男女ともに不便が生じる。 目指すべきは男女公平である。男女別スペース、多機能スペースを設けるようにすすんで欲しい。	・本計画において、ジェンダーギャップの解消については、普及啓発や相談体制の整備を行うことにより取り組んでいくこととしておりますが、事業等の実施に当たっては、特定の思想や主義主張に偏ることなく、適切に対応してまいります。
52	1 (2) ハ (ハ)	こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	宮城県の為にいつもありがとうございます。 早速ですがPDF16pの(ハ)こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消とありますが、この点において理解を深めるとありますがエスカレートした性の抗議や押し付けの指導等は絶対に行わないで頂きたいです。 どうぞよろしくお願い致します。	
53	1 (2) ハ (ハ)	こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	p16ジェンダーギャップ解消 ジェンダーギャップ指数は、男女間の差しか分かりません。若年女性の妊娠など、男女を比較できないものは扱いません。 ジェンダーギャップ指数 1 2 5 位と言われますが、2 0 2 0 年の国連のジェンダーの不平等指数では、日本は世界 2 4 位と差別の少ない上位国です。幸福度、女性優位度のランキングでは、日本は世界 1 位、2 位をキープし、女性が幸せな国トップです。 宮城県の計画が、男女の差を無くすことにこだわりすぎず、良き男性、良き女性として家庭を築き、安定した環境で子供を育てるものになりますようまた、若者、子供が家庭を尊重する価値観をはぐくめるようなものになりますようお願いいたします。	

※章番号について特に言及がないものは第Ⅴ章内の箇所です。

No	該当箇所※	項目	御意見・御提言の内容（原文を抜粋したもの） ※緑色の網掛け箇所は18歳未満の御意見・御提言です。	宮城県の考え方
54	1 (2) ハ (ハ)	こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	本文16ページ（ハ） こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消において、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、こどもに身近な存在である教職員等に対する研修・周知啓発等の取組を推進」と書いてあります。 また、34ページと53ページには子どもへの性教育について言及されています。 多様性に関する教育や、性教育の充実が求められていることは確かだと思いますが、欧米においては「性の多様性教育」やその内容を含む「包括的性教育」といった教育を幼若な子ども達や思春期の若者たちに施すことにより、むしろ性別に関する違和感を生じさせてしまう可能性が指摘されています。 具体的には「性の4要素（肉体の性別、性自認、性的指向、性表現）」の内容を含み、特に性自認を重要視して「出生時に割り当てられた性別と、性自認が食い違うことがあり、性自認の性別こそが本当の性別であり尊重されるべきである」という内容を子ども達に教える事で、子ども達が「自分は間違った体に生まれてきたのかもしれない」と思い込んでしまうパターンが多数観測されています。特に発達障害や精神疾患を抱えた子ども達において、自身の感じている生きづらさを「間違った性別」のせいだと誤認してしまう傾向があり、中にはジェンダー肯定医療として薬物（思春期ブロッカーや性ホルモン）や手術（乳房切除術や子宮・卵巣摘出術、陰茎切除術・造脛術）などの医療介入を受けたあとで後悔して元の性別に戻ったり、自分を診断・治療した医師や病院に対して医療訴訟を起こしているケースも数十件あります。 2024年に発売された『トランスジェンダーになりたい少女たち』という本には、アメリカで起こっているそのような問題について詳細に説明されています。 同様のことは、スウェーデンやデンマーク、イギリスなどの欧州の国々でも起こっており、イギリスは2024年4月にThe Cass Reviewという報告書を発表し、医療や学校教育について大幅な方針転換を行いました。 （The Cass Review 原文） https://cass.independent-review.uk/home/publications/final-report/ （The Cass Review 日本語訳） https://www.jegma.jp/entry/CassReview 日本では欧米と同じ問題が起こらないよう気をつけて欲しいと望みます。 具体的には、子ども達に対しては年齢相応の教育をお願いしたいですし、少なくとも人格形成が未成熟な中学生くらいまでは性の4要素や性自認（ジェンダーアイデンティティ）について教えるのではなく「性別に関わらず好きな格好や生き方をして良いし、それを認め合おう。まれに自分の性別に違和感を感じる人もいる」というくらいの子供を混乱させない内容にして欲しいと考えます。 そのためにも、講習会に講師を招く場合は、その内容に十分に注意を払って欲しいと思います。 特に「包括的性教育」については、前述の通り、その内容に「性の多様性教育」を包括しておりますので、十分に注意を願います。 以上、よろしくお願いします。	・本計画において、ジェンダーギャップの解消については、知識の啓発や相談体制の整備を行うことにより、取り組んでいくこととしておりますが、事業等の実施に当たっては、特定の思想や主義主張に偏ることなく、適切に対応してまいります。 ・また、思春期の健康教育における性教育に関しては、児童生徒が妊娠・出産・育児に関する正しい知識について理解を深められるよう、教職員に対する研修の充実等においては適切に対応いたします。

※章番号について特に言及がないものは第Ⅴ章内の箇所です。

No	該当箇所※	項目	御意見・御提言の内容（原文を抜粋したもの） ※緑色の網掛け箇所は18歳未満の御意見・御提言です。	宮城県の考え方
55	1 (2) ハ (ハ) (ハ)	子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	1 6 Pの「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、こどもに身近な存在である教職員等に対する研修・周知啓発この等の取組を推進するほか、男女共同参画に関する相談に対応します。」ですが、電子申し込みの性別に「その他」があるので非常に不安です。 本人のジェンダーアイデンティティがどうであれ現実的な性別は男女2つであり、理解増進法でも様々なジェンダーアイデンティティに社会が対応するようにはなっていません。あくまで「理解」です。社会が対応すれば、性犯罪者が女性を自認し女性スペースに入るなど女性や女児への被害が懸念されます。 教師への研修、周知啓発にあたっては、理解増進法の1 2条「この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。」を守る形で行うようにしてください。	・本計画において、ジェンダーギャップの解消については、普及啓発や相談体制の整備を行うことにより取り組んでいくこととしておりますが、事業等の実施に当たっては、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の趣旨を踏まえ、適切に対応してまいります。
56	1 (2) ハ (ハ) (ハ)	子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	・p16性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、こどもに身近な存在である教職員等に対する研修・周知啓発等の取組を推進するほか、男女共同参画に関する相談に対応します。 とあります。昨年成立した「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」通称LGBT理解増進法は、性的少数者のみならず、異性愛者を含めた全ての国民が等しく尊重されるものです。 性的少数者を特別扱いすることもまた差別です。同性婚が世間の声の主流であるかのように教えるのも、偏っています。 子供達への取組にあたっては、中立を保ち、慎重に進めるようお願いします。 さらに、親をはじめとする保護者が事前に内容を知ることができるように希望します。親の知らない間に、LGBT.sogiを教育されていた、性的少数者の外部講師に子供の個人情報渡されていたなどとして、親と学校間の信頼が揺らぐ事例が各地で起きています。伝統的性の価値観を大切にしたい家庭も国民であり、尊重されるようお願いします。	
57	1 (2) ハ (ハ) (ハ)	子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	P16,「男女共同参画に関する知識の啓発や相談体制の整備等により、こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう取り組んでいく必要があります。」について 男女平等の推進により、女性が優遇されていると誤解を受けている。主に女性専用車両やクォータ制のせいであると思う。なぜこうなったかを丁寧に説明して欲しい。また、スポーツで男女混合競技がある場合は、安全に行えるものを選択して欲しい。 P16,「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、こどもに身近な存在である教職員等に対する研修・周知啓発等の取組を推進するほか、男女共同参画に関する相談に対応します。」について ある程度の理解は必要ではあるが、多様性にも一定のルール・TPOを守ることが大切。また、相手の意見を受け入れられない場合でも、尊重することは可能であるということを考えていくべきかと思う。	・「男女平等の推進により、女性が優遇されている」との誤解に対する説明に 関しましては、御意見として担当の部署等に共有いたします。 ・本計画において、ジェンダーギャップの解消については、普及啓発や相談体制の整備を行うことにより取り組んでいくこととしておりますが、事業等の実施に当たっては、特定の思想や主義主張に偏ることなく、適切に対応してまいります。

※章番号について特に言及がないものは第Ⅴ章内の箇所です。

No	該当箇所※	項目	御意見・御提言の内容（原文を抜粋したもの） ※緑色の網掛け箇所は18歳未満の御意見・御提言です。	宮城県の方
58	1 (4) (ニ)	こどもの貧困対策	私は、家が貧乏で新品の服はほとんど買ってもらったことはないし、毎日湯船に浸かることもできません。でも、とっても幸せです。これは私個人の意見、考えなのですが、何不自由ない生活はそれ以上幸福になるのが難しいと思います。「幸福計画」という名前なので全て支援するのではなく、親に働いてもらい、節約の仕方を覚え、だんだん溜まってきたお金で好きなことをすることで幸せは得られると思います。例えば、お金がないことを理由に子供を持つことを諦める人たちがいたら、お金を渡すのではなくフィンランドのように物で支援したり、医療費だけ負担することが大事だと思います。お金の使い方がわかっていない人にお金を渡しても栄養失調の子供が生まれると思います。	・本計画においては、「すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されず」「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できる社会づくり」を基本理念に掲げています。頂いた御意見にあるとおり、「幸福」の考え方はお一人お一人異なるものではありますが、県としては身体的・精神的・社会的に幸せだと感じられることを一つの理想的な姿として、財政的な支援だけでなく、就学支援や就労支援など、こどもの社会的自立に寄与する施策に取り組んでまいります。
59	1 (4) (一)		「お金が足りず生活や進学に困っているこどもやその家族をサポートする仕組みづくりや居場所づくりなどを行います。」について大事にしてほしい。	・本計画においては、第Ⅴ章「1（4）こどもの貧困対策」や「2（2）居場所づくり」の項目で貧困の状況にある家庭やこどもに対する施策や、安心できる居場所づくり等について方向性を詳細に記載しています。計画に基づいて、事業等を実施してまいります。
60	1 (6) (イ) (イ) (一)	児童虐待防止対策等の更なる強化	P26,「こどもの安全確保を最優先とし、県警との連携強化に加え、福祉・医療・保健・教育 など、関係機関との連携・協力を図り、より実効性のあるネットワーク体制を構築していきます。」について 学校でのいじめは隠蔽されやすい、家庭内での虐待も同じである。いじめ・虐待は犯罪という認識を強化、警察にすぐ相談できる窓口があればいいと思う。	・児童虐待防止法においては、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と定められております。虐待かと思ったときなどに、すぐに児童相談所に通告・相談できる児童相談所虐待対応ダイヤル「1 8 9（いちばやく）」の啓発に努めるなど、速やかに相談できる体制の構築に取り組んでまいります。
61	1 (7) (ロ)	こども・若者の安全・安心を守る取組	住んでいて心配が無い、安心して住める町がいいと思いました そして、「宮城子ども幸福計画」の案はいいと思いました。	・本計画においては、第Ⅴ章 1（7）「ロ こども・若者の安全・安心を守る取組」で、安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備や、防犯対策、交通安全対策、防災対策といった様々な対策を行い、こども・若者が安全・安心に過ごせる宮城づくりを進めることをうたっています。
62	1 (7) (ロ) (イ) (一)	こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備	YouTubeなどのSNS、それからゲームが悪者にされていたりしますが、そこから何を学ぶかだと思います。勉強が学校の勉強だけじゃないこと。勉強の仕方が教科書やノートを使わなくてもっと楽しい方法でできることがわかるいいと思います。将来役に立つかわからないけどなんだった勉強した方がいいに決まっているので学校で悪者にされるそれらの使い方、また、それらが将来どう役立つのか、それらは楽しいだけではなく、学びとしていいと思います。例えば、ゲームでRPGをすれば道徳のように人生を学ぶことができますし、海外を舞台にした物ならその文化がわかります。それにゲームが上手くなってそれを仕事にできたり、その知識があるおかげで続編を作る時その制作に加わることが出来るかもしれません。知識は多くて損はないので、なんだった知ればいいと思いますし、それをどう活用するのか考える癖をつければ、ゲームやSNSは悪者にならずいいと思います。	・スポーツ庁が実施する全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、本県は全国平均と比べてスクリーンタイム（テレビ、スマートフォン、ゲーム機等による映像の視聴時間のこと。）が長いとされており、本県教育委員会の策定する「宮城県教育振興基本計画」においては、こうした状況を踏まえ、こどもの基本的生活習慣の定着や運動習慣の確立に向けた取組を推進することとしています。SNSやゲームを悪者とするものではなく、基本的生活習慣、運動習慣と両立できるものとなるように配慮してまいります。

※章番号について特に言及がないものは第Ⅴ章内の箇所です。

No	該当箇所※	項目	御意見・御提言の内容（原文を抜粋したもの） ※緑色の網掛け箇所は18歳未満の御意見・御提言です。	宮城県の考え方
63	1 (7) □ (□)	子ども・若者の性 犯罪・性暴力対 策	P36,「性教育については、保健・医療・福祉の関係機関が連携し、子どもが性と健康に関する正しい知識を得られるよう支援していく必要があります。」について 子どもの発達段階に適した生命の安全教育を守って欲しい。性について羞恥心を持つのは自然なことであり、無理な男女混合授業は繊細な思春期の子どもにとってトラウマにもなりかねない。また、性病の恐ろしさや、性行為だけが愛情表現ではないことを考えて欲しい。	・本計画においては、第Ⅴ章 1（7）□「(□)子ども・若者の性犯罪・性暴力対策」及び 2（2）二「(□)思春期の健康教育の充実」において、学校への講師派遣等を通じて子どもが正しい知識を得られるように支援を行うこととしています。頂いた御意見に関しては参考とさせていただきます。
64	1 (8) —	東日本大震災により影響を受けた 子ども・若者への 支援	震災を経験した人たちに支援をするということが良い活動だと思います。インターネットの安全や事故、災害から身を守るという活動は被災した気仙沼のためにもとても良いと思います。	・本計画においては、第Ⅴ章 1（7）「□ 子ども・若者の安全・安心を守る取組」や「（8）東日本大震災により影響を受けた子ども・若者への支援」で子ども・若者の安全・安心を守るための取組や、東日本大震災を経験した子ども・若者に対して様々な支援を継続していくことをうたっています。
65	2 (1) — イ (イ)	知識の普及、相談体制の強化	もっと子供を産む前の親に寄り添うようなサポートがあるといいなと思いました。特に、精神的な支えも大事にしたいと思いました。	・子どもを産む前の親等に対するサポートや精神的な支えに関しては、各市町村において実施しており、本県では市町村への支援を行ってまいります。頂いた御意見を踏まえ、計画本文を以下のとおり修正します。 【最終案修正箇所】 第Ⅴ章 2（1）イ（Ⅱ）産前産後の支援充実・体制強化（p.41） □基本的方向性 「市町村が実施する妊産婦への相談支援、乳児家庭訪問や乳幼児健診などのあらゆる機会において、不安や悩みを早期に相談できる体制の充実を図ります。」と表現を追加。
66	2 (1) — イ	知識の普及、相談体制の強化	不妊治療の保険適用も高額な体外受精などは42歳までと年齢制限があり、晩婚化や再婚等でその適用範囲から溢れた方にも保険適用できないものか？と思います。閉経までとか、年齢制限というか、ある程度線引は必要かと思いますが、よろしく願います。	・保険適用については国において検討する制度ですが、宮城県では、43歳以上の方も含めた不妊等に悩む夫婦等を対象に、認定看護師や医師が、治療や医療機関等の情報提供、精神的・身体的相談に応じる不妊・不育相談センターを設置し、子どもを持ちたいという方々を支援しています。
67	2 (1) — イ	知識の普及、相談体制の強化	育ちの過程/環境をふまえた（母子への）サポート（育ちの過程/環境から紐解いたサポート）を実施してほしい。理由：子どもの無気力や不登校、若者青年の問題行動の根底にあると思うため。	・市町村では、妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく子育てを支援するため、「子ども家庭センター」等が設置されています。「子ども家庭センター」では、妊娠・出産・子育てに関する各種手当の支給やサービスの提供のほか、継続的な相談支援等を一体的に行うことで、妊娠期から子育て期にわたる安心した生活の確保と、子ども一人一人の成長や家庭環境に応じた支援の充実に取り組んでいます。

※章番号について特に言及がないものは第Ⅴ章内の箇所です。

No	該当箇所※	項目	御意見・御提言の内容（原文を抜粋したもの） ※緑色の網掛け箇所は18歳未満の御意見・御提言です。	宮城県の考え方
68	2 (1) □ (ニ)	幼児教育と小学校教育との連携・接続	P45,「幼稚園、保育所、認定こども園等における「遊びを通じた学び」が小学校の「各教科 等における学習」に円滑に接続されるよう、接続期カリキュラムの編成や実践等を支援します。」について 小学校の教育を幼児施設に流入させないように。また、はだめ規定を超えて包括的性教育を推進する団体があり、断固反対する。	・本計画において、接続期カリキュラムの編成や実践等の支援は「遊びを通じた学び」を「各教科等における学習」に円滑に接続することを目指しております。幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。幼児教育で育まれた学びの芽を小学校以降の教育で更に伸ばしていけるように、幼児教育と小学校教育との連携・接続を推進してまいります。
69	2 (1) □ ・ 2 (2) イ (ハ)	(教員・保育者に対する支援)	私はひとり親で、上の子が中学校から不登校になりました。この度の計画では、妊娠中からの切れ目ない支援や、不登校支援も盛り込まれており、これから子育てをする世代にはとても心強い支えになると思いますので、ぜひ実現していただきたいです。 一方で、子どもたちが学校生活の中で、心身ともに健康に過ごし、より良い学びを得るには、先生方が生き生きと教育活動に専念できる環境が大事だと思っています。 本計画には、先生方への支援が含まれておりません。別の計画・施策のなかでカバーされるものなのかもしれませんが、この点は子どもたちの豊かな学びのために、特に重要と考えます。 先生方は近年、事務作業や保護者とのやり取り、中学校では部活などに忙殺され、授業準備や子どもたちとの関わりに時間が割けない現状だという話も聞きます。 先生方をサポートすることが、子どもたちの豊かな学びにつながります。教員が足りないなら、意欲のある素人を利用すればいいと思います。 さまざまな手段で先生方を支えられるように、県独自に現状のルールを見直し、保護者や地域に助けを求めることも一つの在り方かと思っています。 子どもたちの豊かな成長のために、ご検討いただければ幸いです。	・本計画中間案において「教員に対する支援や働き方改革」に関する言及がありませんでしたので、頂いた御意見を踏まえ、計画本文を以下のとおり修正します。 【最終案修正箇所】 第Ⅴ章 2（2）イ（ハ）信頼される学校づくり（p.48-p.49） □現状と課題 「◆多様化、複雑化する教育課題に対応し、教育水準の向上を図り、 <u>子どもたちの学びを一層豊かなものとするため、教職員の働き方改革を進め本来の職務に専念できるようにすることが必要です。</u> 」 □基本的方向性 「◆ <u>学校業務の精選と見直しのほか、専門スタッフの配置や外部人材・デジタル技術の活用による負担軽減等の教職員の働き方改革を推進するとともに、心身のケアを計画的に行い、健康管理対策の充実を図ります。</u> 」を追加しました。
70	2 (ハ) (2) イ ² □ ¹ ・	(教員・保育者に対する支援)	不登校児が増えているが、教員負担増加による教員の休職や退職も増えている。 保育施設では保育士の退職が目立つなど、保育者・教育者が継続して勤務できない状況を是正する必要がある。 担当者がすぐ変わってしまう状況は子供も安心して過ごせないのではないかと。 何が一番教員にとって負担なのか、勤務し続けられる体制と負担軽減策を考えねばならない。	
71	イ ² (□ ² (2) (ニ)	確かな学力の向上	授業の内容を今よりも分かりやすくしてほしい	・本計画においては、第Ⅴ章 2（2）イ「(□) 確かな学力の向上」の箇所で、授業力向上のため、教員の指導力の向上を図っていくことをうたっています。全国学力・学習状況調査の結果の分析や、「子供の学びを支援する5つの提言」の展開等を基に、児童生徒一人一人が学び続ける力を身に付けることができるよう、市町村教育委員会と課題意識を共有しながら、児童生徒の学びを一体的に支え、宮城の子供たちの学力向上に努めてまいります。
72	イ ² (□ ² (2) (ニ)	確かな学力の向上	中間案に賛成です。 中間案に加えて、勉強面の強化案をもっと増やしてほしいです。	
73	イ ² (□ ² (2) (ニ)	確かな学力の向上	宮城県全体の勉強の水準を上げる授業や支援を行ってほしい。(レベルの高い授業など)	

※章番号について特に言及がないものは第Ⅴ章内の箇所です。

No	該当箇所※	項目	御意見・御提言の内容（原文を抜粋したもの） ※緑色の網掛け箇所は18歳未満の御意見・御提言です。	宮城県の考え方
74	2 (2) □	インクルーシブ教育システムの推進、特別支援教育の充実	障害のある・ないにかかわらずに同じように学習に取り組めるというところが良いと思います。	・本計画では、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒やその保護者の希望を尊重し、児童生徒が地域の小・中学校で共に学ぶことができる教育環境の整備を目指しており、引き続き、環境づくりをさらに進めていきます。
75	2 (2)	多様な居場所づくりの推進	文房具や本を買うことができるお店がほしい。 勉強場所など静かなところをふやしてほしい。	・本計画では、勉強場所を増やすという観点については、第Ⅴ章2（2）ハ「(イ) 多様な居場所づくりの推進」の箇所で、放課後や休日に子どもたちが安全・安心に過ごすことのできる居場所づくりや学習や多様な体験、世代を超えた交流活動ができる体制づくりを進めていくことをうたっています。
76	2 (2) ハ (イ)	多様な居場所づくりの推進	中学生が気軽に勉強をしたり集うことのできる安全なカフェのようなものがあるとよいと思います。小学生は児童館がありますが、中学生は部活のない日など居場所がない気がします。	・本計画においては、第Ⅴ章「2(2)ハ 居場所づくり」において、「幅広い地域住民の参画を得ながら、放課後や休日に子どもたちが安全・安心に過ごすことのできる居場所づくりや学習や多様な体験、世代を超えた交流活動ができる体制づくりを進めて」いくこととしており、例えば多様な世代の方が利用できる「子ども食堂」の取組の支援等を行ってまいります。また、児童館については、中学生・高校生年代の子どもも利用可能です。本計画においては、上記の箇所において、児童館等の相互の連携や児童健全育成活動の普及を支援していくこととしています。
77	2 (2) (ニ) (ロ)	小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	P53 思春期の健康教育の充実について ◆児童生徒が妊娠・出産・育児に関する正しい知識について理解を深められるよう、学校における適切な指導方法について、教職員に対する研修の充実を図ります。 ◆教職員、保健福祉関係者、助産師等の性教育指導者による普及・啓発とありますが、文科省の学習指導要領は逸脱することのない様、歯止め規定は守り、生命の安全教育等用いた教育にとどめる様をお願い致します。現在保健体育でも性病等も学びます。幼少期から自慰行為を教えたり、性は悦びと教える外国由来のプログラムを元に偏った思想を持ち合わせている医師や助産師の啓発な指導には反対致します。 以上、よろしくお願い申し上げます。	・本計画においては、思春期の健康教育に関し、教職員や保健福祉関係者、助産師等に対する研修の充実等を図ることとしております。具体の事業実施に当たりましては、頂いた御意見も踏まえ、適切に対応してまいります。
78	2 (2) (ニ) (ロ)	小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	私はもっと子供に性の学習をさせるべきだと思いました。男女問わずお互いをよく知ることは仲良くなる上でも必要ですし、自分の体をよく知らないでいると、特に女の子は病気なのか分からず、みんなこんなものかな。と思い黙っていたりして、貧血になったり、実は異常があったり、するかもしれないからです。私も生理で体調が悪くても男の人の前だと言いつらかったりします。そもそも先生が教育をされていないのではないところもあると思いますが、小学校低学年の頃から勉強すれば恥ずかしいことではなくなると思います。	・本計画においては、思春期の健康教育に関し、子どもが正しい知識を得られるように、教職員や保健福祉関係者、助産師等に対する研修の充実等を図ることとしており、こうした取組を通じて、子どもに身近な大人が子どもの状況を理解し適切に対応していけるよう、支援をしてまいります。
79	2 (2) (ニ) (ロ)	小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	性教育に関して、文科省のはじめ規定を無視して包括的性教育を行おうとするものもいるので注意して欲しい。 子どもの羞恥心に配慮し、性病の危険を教え、生命が生まれ尊さを教えて欲しいと思う。	・本計画においては、性教育に関し、教職員や保健福祉関係者、助産師等に対する研修の充実等を図ることとしております。具体の事業実施に当たりましては、頂いた御意見も踏まえ、適切に対応してまいります。

※章番号について特に言及がないものは第Ⅴ章内の箇所です。

No	該当箇所※	項目	御意見・御提言の内容（原文を抜粋したもの） ※緑色の網掛け箇所は18歳未満の御意見・御提言です。	宮城県の方
80	2 (2) () (□)	小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実	健康教育で性的興味をおおるような事がないようにしてください。	・本計画においては、思春期の健康教育に関し、教職員や保健福祉関係者、助産師等に対する研修の充実等を図ることとしております。具体の事業実施に当たりましては、頂いた御意見も踏まえ、適切に対応してまいります。
81	2 (2) (へ	いじめ防止	いじめから子どもを守るのがよいと思いました。	・本計画においては、第Ⅴ章 2（2）「へ いじめ防止」の箇所で、安心して学べる学習環境の充実や、いじめの早期発見・早期対応に努めていくことをうたっており、深刻化するいじめをめぐる社会問題に対応し、児童生徒にとって「魅力ある・行きたくなる学校づくり」を推進してまいります。
82		いじめ防止	いち早くいじめを減らすということがよいと思いました。	
83		いじめ防止	取り組みでいじめをなくす、安心できる場所をつくるなど私たちの安心できる取り組みをしていてくれてうれしいです。	
84	2 (2) (へ	いじめ防止	生まれる前から高校を卒業する18歳まで幅広い年齢でサポートを受けられるところがいいなと思いました。特に、いじめを受けている子どもや不登校の子どもがサポートを受けられることで、いじめの改善や登校できるようになれば、その学校のみんなが明るくなるなと思いました。	・本計画においては、生まれる前から高校を卒業するまでだけでなく、大学進学や就職、結婚、子育てなど、幅広い年齢まで切れ目なく総合的な支援を実施していくことをうたっています。 ・いじめを受けている子どもや「登校しないあるいはしたくともできない状況にある子ども」についても、保護者も含めて相談できる体制づくりや、いじめが起こりにくい環境づくりに力をいれていきます。
85	2 (2)) チ (イ)	校則の見直し及び体罰や不適切な指導の防止	私は先生が何か悪いことをした時の対処をもっと厳しくしたり、パワハラなどがされていないか確認してほしいと思います。先生の数が少ないのはしょうがないと思いますが、子供に暴言を言ったり、セクハラのような行為をしたりした人がまだ学校にいたことがあって学校に行きたくなくなりました。それから、とても厳しい先生がいて、その先生に怒られたらどうしようと思い、授業中ビクビクしながらうけたり、怒られそうな時寒気がして汗だくになった時もありました。その怒る時の理由も、テストを取りに行くのが遅かったり、忘れ物をしたり、と些細な他の先生ならガミガミ言わないことです。黒板に書いた漢字が間違っていて自分で直すまで教えてくれず、黒板の前にずっと立たされる時もありました。そういった先生がずっと学校にいて他の先生だってその先生の前だと縮こまっていて、何も言えずにいる感じでした。その先生の授業がある日は本当に休みたくなりました。	・本計画においては、第Ⅴ章 2（2）チ「（イ）校則の見直し及び体罰や不適切な指導の防止」の箇所で、教職員による体罰や不適切な指導等については、いかなる子どもに対しても許されるものではなく、根絶に向けた取組みを強化していくことをうたっており、頂いた御意見も踏まえて、しっかりと対応してまいります。

※章番号について特に言及がないものは第Ⅴ章内の箇所です。

No	該当箇所※	項目	御意見・御提言の内容（原文を抜粋したもの） ※緑色の網掛け箇所は18歳未満の御意見・御提言です。	宮城県の考え方
86	2 (2) ホ (イ)	子ども自身が将来の生き方を考える教育（「志（こころざし）教育」）の推進及び社会参加の促進	高校卒業までは、絶対になっていますが、そうじゃない道も正解だと思うので、沢山の道があることを教えて欲しいです。	・本計画においては、第Ⅴ章2（2）ホ「（イ）子ども自身が将来の生き方を考える教育（「志（こころざし）教育」）の推進及び社会参加の促進」の箇所で、小学校から高等学校を通じて学ぶ意欲や将来の生き方を考える態度や、また社会人・職業人として自立する上で必要な能力や態度を育むため、「志（こころざし）教育」を推進することとしています。頂いた御意見の趣旨に関してはこの施策の中で取り組んでまいります。
87	2 (2) ホ (イ)	子ども自身が将来の生き方を考える教育（「志（こころざし）教育」）の推進及び社会参加の促進	高等教育の支援もよいが、高校卒業して働くことも良いということを普及して欲しい。 人の学力は個人差があり、無理に大学へ行き、能力に見合わない仕事をして心折れてしまう人もいるのではないかな。 賃金格差は発生してしまうが、高卒で若い時から早く技術を磨くことも大切であり必要である。	
88	2 (3) ハ	結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	6才から18才ぐらいまでの部分が詳しく書いてあって、わかりやすかったです。また、結婚したいと思う人たちのための出会いのチャンスや情報を提供してもらえるのが、良いなと思いました。今の時代、情報が分からない場合も多くあるので、県などのちゃんとしたところから、もらえる情報は、不安になる部分がないので、安心して、情報を集めることができるなと思いました！	・本県の結婚支援に関しましては、みやぎ結婚支援センター「みやマリ！」をはじめとして、結婚を希望する方を対象とした様々な支援を実施しております。 【参考】みやぎ結婚支援センター「みやマリ！」 https://miya-mari.net/ ・また、本県の子育て支援情報については県ウェブサイト上の「みやぎっこ広場」等でも掲載しておりますのでご覧ください。 【参考】宮城県子育て支援情報サイト「みやぎっこ広場」 https://www.pref.miyagi.jp/site/kosodate/index.html
89	2 (3) ハ	結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	結婚に踏み切れない、子どもを作るのが難しいといったことのほとんどが、経済的なもの。 婚活イベントなどよりも、経済を良くするよう進んで欲しい。	・本計画では、第Ⅴ章3「（1）子育てや教育に関する経済的負担の軽減」において、国や市町村とも連携しながら子育て世代の負担軽減を図っていくこととしています。また、令和6年度に県が実施した意識調査において、「現在結婚していない理由」として「適当な相手にまだ巡り会わないから」と回答した方が4割以上と最も多かったことから、引き続き結婚したい男女の出会いの場づくりの支援などを行っていくこととしています。
90	3 (1)	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	子どもが多いので、給食費を無料にして欲しい。 中学の制服を用意するのが大変なので、補助金が欲しい。 また学費などは初めから、減額してある金額にして欲しい。満額払って、後から返金されるのには、疑問。そもそも満額が厳しいと考えての減額ははず。お役所の仕事をちゃんとやれば、はじめから、出来るはず。ややこしくせずに、スムーズになるシステムを構築して下さい。	・給食費の無償化に関しては、国が全国一律で実施していくべきものであることから、全国知事会等を通じて、引き続き子育て世帯等の負担の軽減に対して要望を行ってまいります。 ・経済的な理由や災害などで被災されたことにより、就学が困難な小・中学生の保護者の方は、学用品費や給食費などの就学援助や就学支援制度を受けることができます。また、入学準備に係る費用についても、支援対象となる場合があります。各自治体により制度の内容や受給方法は異なりますので、お住まいの市町村教育委員会にお問い合わせください。

※章番号について特に言及がないものは第Ⅴ章内の箇所です。

No	該当箇所※	項目	御意見・御提言の内容（原文を抜粋したもの） ※緑色の網掛け箇所は18歳未満の御意見・御提言です。	宮城県の考え方
91	3 (1)	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	やっぱり出産する女性には心のケアをして安心させることは大事だと思います。出産した人に補助金を支給して生活において安心させることも自分的には大切なのではないかと思います。	・市町村では、全ての妊婦の方に安心して出産・子育てしていただけるよう、妊婦給付認定後や出生届出時などに、給付金を支給する「妊婦のための支援給付」を実施しています。各市町村の窓口では、給付の仕組みはもちろんですが、保健師等が妊娠・出産に関する疑問や不安にお応えします。詳細はお住いの市町村にお問い合わせください。
92	3 (1)	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	子供の子育て支援の案はこれからの学校生活や成人になってからも助かる案だと思いました。	・本計画においては、学童期・思春期・青年期のそれぞれのライフステージにおいて、切れ目のない総合的な支援を行っていくことをうたっています。
93	3 (3)	共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	妊娠によるキャリア形成の断絶もあるが、学業の断絶もあり（高校～大学院など）その対応もして欲しい。	・本計画においては、2（2）チ「Ⅱ 高校中退の予防、高校中退後の支援」の箇所で開催したことも、若者に対する学び直しの支援を行うこと、2（3）「イ 高等教育の修学支援、高等教育の充実」の箇所では、学ぶ意欲のある全ての若者が家庭の経済状況にかかわらず高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育の修学支援新制度等を着実に実施することをうたっています。
94	3 (3)	共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	男性育児を増やすこともいいが、男性が育児をとるのは産後の女性のカバーが主であり、長い子育てに置いて一時的なものである。それよりも、男性が子の看護休暇や有給休暇を取りやすいこと。転勤が停止されることや時短勤務ができることなど、子が大きくなるまで仕事をセーブできることが必要。 どうしてもこれらを賃金格差もあるためか、女性が主に担っている。この状況を是正しないことには、女性のキャリアアップや継続勤務はできない。 ここに取り組んで欲しい。	・頂いた御意見を踏まえ、計画本文を以下のとおり修正します。 【最終案修正箇所】 3（3）共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大（p.67） □基本的方向性 「◆男性の家事・育児への参画を促進するため、育児休業をはじめ、子の看護等休暇や短時間勤務制度といった各種の制度の普及啓発を図るとともに、国や企業等と連携して、男女共に仕事と子育てを両立しやすい職場環境の整備を推進します。」と表現を追加しました。
95	3 (3)	共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	女性活躍というが、就業しなくても家庭やコミュニティ内などで活躍することも可能。意欲のある人を応援するにとどめたほうがよい。	・ワーク・ライフ・バランスの推進、地域活動への女性の参画推進などにより、女性が持てる力を存分に発揮できるようにするための環境整備を促進してまいります。
96	3 (4)	ひとり親家庭への支援	ひとり親への支援ですが、世帯収入という壁があり、親同居など同居家族の年収も加味されるのはおかしいかな？とも思います。ひとり親世帯への補助の支援受けられないひとり親の方がダブルワークしているのを頻繁に見かけます。そうなると子育てにかけられる時間も少なくなり、悪循環になると思います。ご検討願います。	・ひとり親家庭への支援については、国の制度等により種々の支援策が設けられています。頂いた御意見につきましては、施策を進める上で、参考とさせていただきます。

※章番号について特に言及がないものは第Ⅴ章内の箇所です。

No	該当箇所※	項目	御意見・御提言の内容（原文を抜粋したもの） ※緑色の網掛け箇所は18歳未満の御意見・御提言です。	宮城県の考え方
97	第Ⅵ章	合計特殊出生率	・目標値 合計特殊出生率が定められている これは、普通に考えれば、国が地域が存続していくためには絶対的に必要な目標である。 しかしながら、価値観が多様化し結婚を必ずしも必要としないという意見も沢山ある。 このような中で、正面から目標値を設定することに疑問を感じる。 多様な価値観を認めていながら、結婚して出産しなさいと、あなたの方の多様な価値観は認めません、そのようにとらえられてしまうおそれ、いや、言わないだけで、そう思っているのである。（実質的に押し付けている） 詭弁、二枚舌、ごまかし、さまざまなやり方があるのかもしれないが、世界的にみてもトップを走る日本の少子高齢化社会、今、我々が真剣に考えなければならない。（誤魔化しは許されない。対応を誤れば多国籍化が進み日本人はいなくなってしまう可能性がある） 国民、県民それぞれの価値観、多様化を認めるのであれば、結婚という概念を更新して現代の価値観に合うように作りかえる必要があるのではないか。 （目標値、中間案の見直しが必要。中間案が多様な価値観にあっていないため。） 中間案のとおり目標値を定めたままとするならば、誤魔化さず「結婚・出産を促す」という方針を明示し、その結果、どのような価値観、法律、制度等が障壁となっているのかわかると思われる。次のステージとして、その課題を早急に解決するように取り組むべきである。	・本計画の策定にあたり、少子化の現状を踏まえつつ、18歳から49歳までの県民を対象として意識調査を実施したところ、「理想の子どもの人数」の平均値は約2.4人と、国の調査結果を上回る結果となりました。基本理念達成のための「視点6」にありますように、結婚や出産、子育てに関しては人それぞれに様々な希望があることを前提にし、個人の価値観を尊重しつつも、今回の結果で示されたような「こどもを持ちたい」という希望を持つ県民の皆様の希望がかなえられるよう最大限配慮しながら、今回設定いたしました合計特殊出生率の目標値を目指して施策を進めてまいります。
97	第Ⅵ章	合計特殊出生率	目標値について 出生率は日本国籍を持つ者のみで考えて欲しい。	・合計特殊出生率に関しては国の発表する数値（人口動態統計）で毎年度その推移を把握し、評価することとしております。なお、人口動態統計において、合計特殊出生率は日本に住む日本人を対象に算出された数値となっております。

※章番号について特に言及がないものは第Ⅴ章内の箇所です。

No	該当箇所※	項目	御意見・御提言の内容（原文を抜粋したもの） ※緑色の網掛け箇所は18歳未満の御意見・御提言です。	宮城県の考え方
99	第Ⅵ章	合計特殊出生率	「合計特殊出生率」の改善を掲げていますが、少子化対策について、現在こども家庭庁が主管する各種の支援事業には出生率改善と関連する事業は存在しない（下記参議院質問主意書より）ことから、E B P Mの観点からは個々の自治体において支援事業と出生率改善とを独自に結びつける際には地域の事情に沿って十分にその効果とコストとを考慮し、その結果を市民に開示することが必要に思います。 参考：第213回参議院質問主意書、27番および77番 https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/213/meisai/m213027.htm https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/213/meisai/m213077.htm	・頂いた御意見や、「宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議」における意見を踏まえ、計画本文を以下のとおり修正します。 【最終案修正箇所】 第Ⅵ章 指標・目標（p.74） □合計特殊出生率（指標1）、県民意識調査による県民満足度（指標2）2指標の項目として、「【総合的な取組の成果に関する指標項目】」との表現を追加。 □「自治体こども計画」策定市町村数（指標3）～ひとり親向け相談受付件数（指標14）12指標の項目として、「【各施策内容に関する指標項目】」との表現を追加。 ・なお、本計画において設定した指標項目については、庁内の部局横断組織である「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」や上記会議体等において毎年度評価、検証を行い、継続的に施策の点検と見直しを図ることとしております。
100	第Ⅵ章	こども食堂の数	数値目標で、子ども食堂を300件設置するとあったが、これは問題の解決になっていない。 本当に届いて欲しいところへ届いていないなどの支援者の声も聞く。学校でこども食堂をするのがいいのでは、という意見があり、これが良いと思う。	・こども食堂の目標数値は県内の小学校数を目安として設定しているものです。地域における居場所としての役割を持つこども食堂については、地域の実状に応じた施策の展開ができるよう、市町村や関係機関と連携しながら事業推進を図ってまいります。
101	第Ⅵ章	こども食堂の数	目標値について こども食堂は拡大より、安定的運用をめざして縮小していった方がいいと思う。	
102	－	その他	医療費も学生のうちは無料にして欲しい。	・本計画においては、第Ⅴ章1（3）「こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」において、安心してこどもを産み育てることのできる体制の充実や市町村や関係機関と連携した支援、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への医療費を含む支援などについてうたっています。なお、県内の各市町村では、子どもの医療費助成制度を実施しており、県は各市町村に対して補助を行っています。制度の助成対象年齢などは市町村ごとに異なります。
103	－	その他	県立中学校二校の併設型一貫校から完全型一貫校、すなわち中等教育学校への切り替えを提案致します。 一般に、併設型の中高一貫校のメリットとして、「高校入学組から刺激を受けられる」が挙げられる一方、デメリットとして、「内部進学生は、中学3年生ですでに高校の範囲の学習が始まっているため、高校から入学した生徒は、その分の遅れに対応しなければならない」とされています。 仙台市立には仙台青陵中等教育学校がある為、同校の実績を研究しつつ、県立二校の高校入学募集を中止し、中学入学募集人員を拡大することで、県内より未来を担う人材を計画的により多く輩出することが期待できると考えております。	・頂いた御意見につきましては担当の部署に共有させていただきます。

※章番号について特に言及がないものは第Ⅴ章内の箇所です。

No	該当箇所※	項目	御意見・御提言の内容（原文を抜粋したもの） ※緑色の網掛け箇所は18歳未満の御意見・御提言です。	宮城県の方
104	－	その他	すぐ良い案だと思いました。自分も、これから子ども達の明るい未来を応援するべく個人で事業を立ち上げたいと思っています。日本の幸福度が何故低いのか、こんなに昔より物では恵まれているのに、ものは便利になっているのに、なんとなく横との繋がりが希薄で、孤独を抱える子供達は、多いのでは無いでしょうか？ コロナやウクライナ戦争、詐欺、殺人、年金問題等、ニュースを見ると暗いニュースばかり 子ども達は、明るい未来を描けているのでしょうか？ 自分の育った環境、昭和の時代は、出来ないと怒られる、テストでの評価90点なら残りの10点の方しかみてもらえない、何か失敗したら怒られる→自己肯定感が下がる。そんな中で育ちました。また、親の言う事聞いていれどうにかなると思っていましたが、幸せを感じれる瞬間は少なかったです。 しかし、大人になり、コーチングと出会い人生が変わりました。今の教育現場にもコーチングを取り入れ、目先の目標だけではなく、人生の目標を考えて幸せと感じれる子供達を増やしたいです。 結論、コーチングを教育現場に入れ夢を持つ子供やる気、元気がでていきいきできる子を増やしたら良いと思います。	・本県では教職員の研修の充実と効率化を図るため、仙台市教育センターと連携・協力して実施をしている研修があります。仙台市教育センター主催の「子供の心理等に関する研修」において、コーチング術を学ぶ研修を設定しており、本県の教職員も希望により受講することができます。頂いた御意見に関しては今後の研修事業実施の参考とさせていただきます。
105	－	その他	もっとこんなサポートをしてもらいたい 学校で休み時間を増やして欲しい。理由：勉強でわからないことがあっても10分では先生に聞けない。「時間が無いから後で」と言われた。放課後は部活があるから聞けない。 ⇒関連する項目：子どもが何かを学びたいという気持ちを高めることや、学校でのタブレットの活用を進めます	・頂いた御意見につきましては担当の部署に共有させていただきます。御意見頂いたような前向きな思いを大切にしながら、さまざまな取組に反映させてまいります。
106	－	その他	高校の授業料の無償化をお願いしたいです	・高校授業料、大学学費の無償化といった施策に関しては、国が全国一律で実施していくべきものであり、国は高校授業料の無償化を令和8年度から開始するとしています。引き続き、全国知事会等を通じて、子育て世帯等の負担の軽減に関し国が責任をもって実施していくよう要望等を行ってまいります。
107	－	その他	高校、大学の私立を含む学費の無償化は急務だと感じておりますが、そのへんの具体的な案が見受けられませんでした。国はなかなか動かないのでぜひ宮城県が動いてほしいです。年収に関係なく、いつまでにいくらまで補助出すのか、または無償化となるのか、それは県外の高校、大学へ進学してもオッケーなのか、早期にお願いします。また小学校や中学校も義務教育とはいえ、教材費、制服など、お金がかかります。この辺の補助も年収関係なく、少しでもいただけると、助かります。	・高校授業料無償化に関しては、国が全国一律で実施していくべきものであり、国では今後、授業料の無償化を令和8年度から開始するとしています。県では全国知事会等を通じて、引き続き子育て世帯等の負担の軽減に対して要望を行ってまいります。
108	－	その他	現在中学生と小学生の子供を育てています。 この先進学するにあたり、高校無償化の所得制限で子供の選べる進路が限られてしまうことに悩んでいます。 何にでも挑戦してほしい、子供のしたいことを応援したいという気持ちは強くありますが、所得制限をわずかに超えた所得の我が家ではそういきません。 どうか全ての子供に平等に機会を与えてください。	・高校授業料無償化に関しては、国が全国一律で実施していくべきものであり、国では今後、授業料の無償化を令和8年度から開始するとしています。県では全国知事会等を通じて、引き続き子育て世帯等の負担の軽減に対して要望を行ってまいります。
109	－	その他	またPTA会費が学校ごとに差があり、そのへんを補助や肩代わりすれば入会しないという方もいなくなるのでは？かつ、役員をすると会社を休んで、役員会に出なければならぬことが多々あります。教育委員会、学校、役場職員等は平日昼間の役員会の開催で、働き方改革となっているかもしれませんが、こちらは、やりたくないと言ったら大袈裟ですが、やりたい人は人がいない役員(PTA会長を2年継続中)を引き受け、会社に休みたいたいと言うと白い目でみられ罵られ、休みが多いからと、パワハラとも思える異動をさせられたりというもあるので、一般企業側の人のことも考えて、役員会など実施を検討してほしいです。PTA会長などは、暇な人がやれば良いという風習がありますが、そんな暇な人なんていないと思います。	・頂いた御意見につきましては担当の部署に共有させていただきます。

※章番号について特に言及がないものは第Ⅴ章内の箇所です。

No	該当箇所※	項目	御意見・御提言の内容（原文を抜粋したもの） ※緑色の網掛け箇所は18歳未満の御意見・御提言です。	宮城県の方
110	－	その他	PTAのありかたについてです。少子化、核家族化、共働き世帯の上昇により、PTAの負担が多いです。外部委託など検討していただきたいです。	・頂いた御意見につきましては担当の部署に共有させていただきます。
111	－	その他	また昨今核家族が増え、祖父母と同居の三世帯同居家族にはスポットが当たりませんが、祖父母が例えば、認知症(アルツハイマー型よりレビー小体型認知症が特に精神的にはまわりの家族はご苦労されると思います)になったときに、少なからず、孫たちはショックを受けます。ヤングケアラーの支援も急務ですがそういった三世帯同居家族の祖父母が認知症なった場合などのケアや学校での教育なども必要かと思ひます。晩婚化が進んでいるので、小学校のうちに教育すべきかと。ご検討よろしくお願ひします。	・本計画においては、第Ⅴ章２（２）学童期・思春期の箇所、質の高い公教育の再生等や、成年年齢を迎える前に必要となる地域に関する情報提供や教育といった内容についてうたっております。頂いた御意見につきましては担当の部署に共有させていただきます。
112	－	その他	県から各市区町村に"みやぎこども幸福支援金"として助成を出す。各市区町村ごとに県に希望金額を言い、そのお金を各市区町村で県の「みやぎこども幸福計画」に基づき有効に利用するというものです。そのお金は大型ショッピングモールや役所、県庁など、県民が比較的集まりやすい場所に募金箱を設置したり、クラウドファンディングを実施したりして、そこで集まったお金を利用するのが良いと思ひます。それを年に1回行い、県をあげて継続的に活動することで、「みやぎこども幸福計画」への県民の理解を得ることができる＋計画の実行、子育ての安心感が最終的には県の社会全体の幸福につながると思ひました。	・本県では、独自の財源を使って市町村の子育て支援事業等に補助を行う、「少子化対策市町村交付金」事業等を実施しています。頂いた御意見については今後の事業実施の際の参考にさせていただきます。
113	－	その他	独自で立ち上げている"宮城県中高生有志団体We are ネクスチュ"などの宮城県のより良い社会づくりに貢献しようとしている若い世代の有志団体などにも「活動応援補助金」として県から補助金を出していただくと、活動が円滑に進み、たくましい県政の実現へもつながると考へました。	・若い世代の有志団体に対する補助金や、支援のあり方などについては、頂いた御意見を参考にさせていただきます。
114	－	その他	大変詳しい、細部まで網羅された計画だと思ひます。 気になったところとしては、 ④意見公募の案内が平仮名対応ですが、これは子供向けという事でしょうか、それともいわゆる「やさしい日本語」対応でしょうか。 ④「子供は社会的に弱い立場であるからその権利を～」という前提があり、その通りですがむしろ「子供は保護されるべき立場」が理念に合うと思ひます。 ④子供の意見を尊重することは大切です。しかしその事が大人の「子供を保護するという責任放棄や自信の無さ」に繋がるような気がします。 因みに、私が住むフランスでは教師と生徒の「平等」のために教壇を排しましたが、これは教える義務のある大人と教わる義務のある子供の立場を無視し、知を学ぶものから、あるべき尊敬を無くし教育の荒廃を推し進めました。このような立場の逆転があつてはならないと思ひます。 以上。ありがとうございます。	・公募の案内のひらがな対応につきましては、計画の当事者であるこどもの皆様に読んでいただけるよう、ふりがなを振っております。 ・「社会的に弱い立場にあり」の文章は「児童虐待をはじめとする課題が発生」することの背景としているため、当該の表現といたしました。 ・こどもの意見を尊重することにつきましては、本計画の基本理念達成のための視点３にありますように「対等な目線で対話」することにより、施策を推進することとしています。